

リオレーナ・バレーボールスクール規約

第1条（目的）

本規約は、岐阜リオレーナ（以下「当クラブ」といいます。）が運営するリオレーナ・バレーボールスクール（以下「本スクール」といいます。）の円滑かつ安全な運営のため、会員およびその保護者に適用される事項を定めるものです。

第2条（運営主体）

本スクールの運営主体は以下のとおりです。

運営法人名：株式会社 岐阜リオレーナ

代表者名：代表取締役社長 水野智也

所在地：岐阜市石谷 65-1

連絡先：058-213-2308[メールアドレス]

第3条（会員および契約者）

本スクールの会員は、当クラブが別途定める対象年齢および参加条件を満たし、当クラブが入会を承認した者としてします。

会員が未成年者である場合、入会契約はその親権者その他の法定代理人（以下「保護者」といいます。）が行うものとします。

保護者は、本規約に基づく一切の義務について会員本人と連帯して責任を負うものとします。

第4条（入会手続）

入会希望者は、当クラブ所定の申込手続を行い、当クラブが必要とする情報を正確に申告するものとします。

既往歴、持病、アレルギーその他安全管理上重要な事項がある場合、保護者は事前に申告するものとします。

当クラブは、運営上または安全管理上不適当と判断した場合、入会申込を承認しないことがあります。

第5条（会費等）

会員は、当クラブが別途定める入会金、月謝、年会費、保険料、用品代その他の費用を負担するものとします。

金額、支払時期、支払方法は、当クラブが別途案内する料金表その他の定めによるものとします。

いったん納入された費用は、法令上返金が必要な場合または当クラブが特に認めた場合を除き、返金しません。

第6条（支払方法）

会費等の支払方法は、口座振替およびクレジットカード決済とします。

月謝は原則として口座振替は毎月 27 日、クレジットカード決済は毎月 20 日に翌月分を決済または引き落とすものとします。

決済不能または引落不能が生じた場合、会員または保護者は当クラブの案内に従い、速やかに支払うものとします。

会費等の未納が継続した場合、当クラブは参加停止、退会処理その他必要な措置を講じることがあります。

第7条（クラス、曜日および時間）

会員は、当クラブが指定するクラス、曜日および時間帯で活動するものとします。

当クラブは、運営上必要がある場合、クラス編成、担当コーチ、開催時間または開催場所を変更することがあります。

前項の変更が生じた場合、当クラブは適切な方法で事前に通知するものとします。

第8条（欠席および振替）

会員が欠席する場合、保護者は所定の方法により事前に連絡するものとします。

振替制度の有無、対象クラス、回数上限および利用期限は、当クラブが別途定める運用ルールによるものとします。

会員都合による欠席については、振替実施の有無にかかわらず、原則として返金はありません。

第9条（休会）

会員が休会を希望する場合、保護者は前月 5 日までに当クラブ所定の方法で申請するものとします。

休会期間中の在籍管理費を請求することがあります。

休会の最長期間は 3 か月とし、期間満了後も再開または退会の意思表示がない場合、

当クラブは必要に応じて在籍継続または退会処理の判断を行うことがあります。

第10条（退会）

会員が退会を希望する場合、保護者は前月 5 日までに当クラブ所定の方法で申請するものとします。

退会日までに発生した会費等は支払うものとし、既納の費用は返金しません。

退会後に再入会する場合は、当クラブ所定の手続および費用負担が必要となる場合があります。

第11条（開催の中止・変更）

当クラブは、天災地変、荒天、地震、風水害、感染症の拡大、施設都合、交通事情、講師都合その他やむを得ない事由により、本スクールの全部または一部を中止、休講、振替、時間変更または場所変更することがあります。

前項の場合の振替実施、返金対応その他の取扱いは、当クラブが状況に応じて判断し、保護者に通知するものとします。

第12条（安全管理）

当クラブは、会員の安全に配慮して活動を運営します。

会員は、コーチおよびスタッフの指示に従い、安全に留意して参加するものとします。

会員の健康状態に不安がある場合、保護者は参加を見合わせるものとします。

当クラブは、必要に応じて応急処置を行い、緊急時には保護者への連絡、医療機関の受診手配または救急搬送要請等の措置を講じることがあります。

第13条（送迎および活動前後の責任）

会員の送迎は保護者の責任において行うものとします。

当クラブが責任を負う時間帯は、原則として各クラスの開始時刻から終了時刻までとし、それ以外の時間に生じた事故、盗難、トラブル等について、当クラブに故意または重過失がある場合を除き責任を負いません。

小学校低学年以下その他必要と認める会員については、保護者による引渡しおよび引取りを求めることがあります。

第 14 条（禁止事項）

会員および保護者は、以下の行為をしてはなりません。

コーチ、スタッフ、他の会員または他の保護者に対する迷惑行為、暴言、暴力、威圧、差別的言動またはハラスメント行為。

施設、設備、備品等を故意または重大な過失により毀損する行為。

無断で営業行為、勧誘行為、物品販売または政治・宗教活動を行う行為。

当クラブの許可なく、活動中の他の会員が識別できる形で写真または動画を撮影し、インターネット、SNS その他に公開する行為。

本スクールの運営を妨げる一切の行為。

第 15 条（除名・参加停止）

当クラブは、会員または保護者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の催告なく参加停止、退会処理または除名とすることがあります。

本規約に違反した場合。

会費等の未納が継続した場合。

安全管理上重大な支障があると認められる場合。

他の会員、保護者、コーチまたはスタッフとの信頼関係を著しく損なう行為があった場合。

本スクールの名誉または信用を著しく毀損した場合。

第 16 条（免責）

当クラブは、本スクールの活動に関連して生じた盗難、紛失、傷害、疾病、後遺障害その他の損害について、当クラブに故意または重過失がある場合を除き、その責任を負いません。

会員は、スポーツ活動には転倒、接触、打撲その他の傷害発生リスクが内在することを理解したうえで参加するものとします。

貴重品その他私物の管理は、会員および保護者の責任において行うものとします。

第 17 条（個人情報の取扱い）

当クラブは、会員および保護者の個人情報を、入会手続、会員管理、連絡、請求、緊急時対応、保険手続、本スクール運営およびこれに付随する目的のために利用します。

当クラブは、法令に基づく場合を除き、本人または保護者の同意なく第三者に個人情報を提供しません。

当クラブは、個人情報を適切に管理し、漏えい、滅失または毀損の防止に努めます。

第 18 条（写真・動画等の利用）

当クラブは、本スクールの活動風景を撮影し、当クラブの Web サイト、SNS、広報物、活動報告資料その他の広報目的で 사용할 ことがあります。

前項の利用にあたっては、当クラブ所定の同意取得方法によるものとし、保護者は別途意思表示を行うものとします。

保護者が掲載を希望しない場合は、当クラブ所定の方法により申し出るものとします。

第 19 条（規約の変更）

当クラブは、必要があると判断した場合、本規約を変更することがあります。この場合、変更内容および適用開始日を事前に適切な方法で通知します。

第 20 条（協議事項）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合は、会員または保護者と当クラブが誠実に協議のうえ解決するものとします。

附則

本規約は、令和 8 年 8 月 1 日より施行します。